

P T A 会長

P T Aご担当者 様

浜松市 P T A 連絡協議会

日頃は、浜松市 P T A 連絡協議会の活動にご理解ご協力を頂きましてありがとうございます。

さて、最近各学校から“P T A活動保険”ならびに“こども総合補償制度”に問い合わせいただいております内容についてご案内いたします。

【P T A活動保険】

1、「P T A 活動保険」加入の際、報告する基礎数字について。

- ・「P T A 活動保険」は、各 P T A が主催する行事はもとより各団体と共催する行事に対してもその行事に参加している方たちも含めて補償の対象と出来ます。
申し込みにあたっては下記の数字を確認の上、加入手続きをお願いします。

・傷害保険 : P T A 会員の実世帯数 ・賠償保険 : P T A 会員の児童・生徒数

※一部で P T A の特定の人数のみでの加入可否を問合せいただいておりますが、保険の趣旨をご理解の上、P T A の実世帯数及び児童・生徒数での加入手続きをお願いいたします。

2、「P T A 活動保険」の賠償保険（保管物）でタブレット P C は補償対象？

- ・「P T A 活動保険」の賠償保険は P T A 活動中の賠償事故が補償対象です。学校の保管物（学校から借りたもの）は、主に“P T A 活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等が対象”です。
- ・児童・生徒に貸与しているタブレット P C の破損・紛失等の事故は対象外です。

※タブレット P C については 「こども総合補償制度」の賠償保険（受託物賠償）で破損・盗難・紛失の補償対象に出来ます。

3、登下校安全見守り隊（パトロール）の補償について

- ・登下校の見守り活動について以前、浜松市道路企画課で募集してきた『P T A による交通安全指導に係る「団体総合補償制度費用保険」』につきましては、令和3年度をもって募集を終了しました。
現在は「P T A活動保険」にて登下校の見守り活動を補償対象としています。
- ・『P T A 活動保険』での見守り活動の保険適用にあたっては、P T A 総会資料に「安全見守り活動」等の記載の必要があります。再度確認をお願いします。 ※記載例参照

補償対象は、見守り活動中及びその往復途上（自宅と担当見守り場所との往復）です。
見守り活動後、一度自宅に帰らず直接職場等に行かれる場合は、その途上は補償の対象にはなりませんのでご注意下さい。

また、浜松市P連の「PTA 活動保険」以外でPTA 保険加入されている学校は、加入されている保険会社に補償範囲の確認を行ってください。

4、 学校内での“環境美化活動”での草刈り機の使用について

- ・「PTA活動保険」では、草刈り機での既設電線破損事故等は補償の対象ですが、「行事参加（リクリエーション）保険」などでは、万一事故があった場合には、補償の対象にならないケースがありますのでご注意ください。

5、 校外学習における保護者ボランティアについて

- ・浜松市P連の“PTA活動保険”では、授業などでの校外学習活動や受験の引率における保護者ボランティアを補償の対象にします。
- ・補償の対象にするためには、**学校長とPTA会長の連名で募集文書を出して募集**をして下さい。総会資料にも念のためボランティア活動の記載をお願いします。

記載例 : 登下校交通安全ボランティア（見守り活動）および各種ボランティア活動

【こども総合補償制度】

1、 吹奏楽部の楽器の扱いについて

吹奏楽における楽器の破損について問い合わせをいただいております。

Q：学校や市から貸与されている楽器について

A：本人の故意でなく偶然な事故による、破損・盗難・紛失については

“こども総合補償制度”の**個人賠償責任補償（受託物賠償）**で対応が可能です。

事故例：学校で練習中に、管楽器（学校所有）のつば抜きをしようとして誤って管楽器を落としてしまい管楽器が破損した。

- ・補償額は、時価額を限度に補償します。

但し、学校管理下における部活動中に起こった事故については、法律上の賠償責任が生じない場合があります補償の対象にならないことがあります。

Q：個人所有の楽器について（対応プラン：PJ1・RX1・W1・R1）

A：“こども総合補償制度”の**学校管理下動産**で対応が可能（上記プランで対応）ですが、あくまで学校管理下に限ります。（授業中・部活動中・登下校中）

- ・自己負担額：1,000円、

- ・補償額は、修理金額または時価額の低い金額になります。

※昼休みや自宅で練習中の偶然な事故、紛失（置忘れ）は対象になりません。